訪問看護サービス重要事項説明書（介護保険）

１．事業所の目的

病気やけがなどにより、居宅において寝たきりや寝たきりに準ずる状態にある者に対して、医師が必要と認めた場合に、看護師等が訪問して、看護サービスを提供します。利用者の意思を尊重し、心身の特徴を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に快適な在宅療養が継続できるように支援します。

２．事業所の概要

事業所名　　公益社団法人　滋賀県看護協会訪問看護ステーション
　　公益社団法人　滋賀県看護協会訪問看護ステーションサテライトなごみ
所在地　　滋賀県東近江市八日市上之町１－３９
　　滋賀県東近江市猪子町１－１
電話番号　　０７４８－２３－８６５４　　FAX：０７４８－２３－９０７７
　　０７４８－４２－８７０７　　FAX：０７４８－４２－８７１０
管理者　　三上　さゆり
サービス提供地域　　東近江市、近江八幡市安土町

３．事業所の法人概要

法人名称　　公益社団法人　滋賀県看護協会
所在地　　滋賀県草津市大路二丁目１１－５１
代表者　　会長　草野　とし子
電話番号　　０７７－５６４－６４６８

４．事業所の営業日及び営業時間

営業日　　通常月～金曜日までとする。（土・日曜日、祝日、12/29～1/3 は除きます）
営業時間　午前 9 時～午後 5 時までとする。

５．事業所の職員体制

管理者　　管理者 1 名
職　員　　訪問看護師　21 名　　作業療法士等　1 名　　事務員 4 名

（令和 7 年 4 月現在）

６．提供するサービス内容等について

１）対象となる利用者

病状が安定し、継続して在宅で療養を行う方で、かかりつけの医師が訪問看護を必要であると認めた場合、訪問看護を必要とされる方の状況に応じて、対応できます。

２）訪問回数について

①利用者の選択により居宅サービス計画に基づき必要に応じて 20 分から 90 分の範囲で訪問できます。

②居宅サービス計画で定期の訪問をしている場合、病状の急変、悪化の場合や退院直後に医師より特別指示を受けた場合は、医療保険での訪問となります。

7．利用料について（別紙）

1）介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる支払いを利用者から受け取るものとします。

2）別紙の利用料表の通り、定めたサービスに対する所定の利用料及び別途必要になった費用を支払うものとします。訪問時間に応じて利用料をいただきます。

3）交通費は利用料に含まれています。但し、通常の訪問実施地域以外の訪問では交通費をいただきます。

4）利用料は１か月単位とし、当該月の利用料は翌月に口座から振替えます。
現金払いの場合は、当月分を翌月中旬までに請求させていただきます。
訪問時に集金し、預かり証をお渡しします。領収書は後日となります。

5）利用料を３ヶ月以上滞納の場合は、サービスを中止させていただくことがあります。

8．秘密の保持及び個人情報の取り扱いについて

1）職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことはありません。
この秘密を保持する義務は、この契約を終了した後も継続します。

2）個人情報の取り扱いについては、当事業所が定める方針に基づいて行います。

3）事業所の従業者は、退職後も在職中に業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らすことはありません。

9．苦情、相談窓口

ご相談や苦情がありましたら下記窓口までお申し出ください。

窓口	公益社団法人　滋賀県看護協会訪問看護ステーション	
	管理者　三上　さゆり	0748-23-8654
	東近江市市役所・長寿福祉課	0748-24-5678
	近江八幡市福祉保険部介護保険課	0748-33-3511
	滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605

１０．緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合には、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

１１．事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

１２．感染症及び災害等発生時の対応

1）感染症や、非常災害に備え、予防対策を講じています。

２）感染症蔓延及び、災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。感染症蔓延時や災害発生時の情報を把握し、安全を確保した上で利用者の安否確認、主治医や関係機関との連携、事業所内での優先順位に従い、電話での体調確認や、サービス内容の変更を行います。

３）事業所がサービスを提供できない場合は、他事業所からの代替訪問等により、必要時の訪問看護を行います。なお、他事業所からの訪問看護利用時には、かかりつけ医の指示、及び別途契約が必要です。

１３．高齢者、障がい者等への不適切な対応防止

１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者　三上　さゆり

２）虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

３）サービス提供中に、不適切な対応を受けたと思われる利用者等を発見した場合には、速やかに関係機関及び市町に通報します。

１４．身体的拘束等禁止への対応

１）当事業所は、利用者等の身体的拘束等の禁止のための研修を受け、適切な支援の実施ができるように努めます。

２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には（生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合）その態様、及び時間、理由等を記録し保管します。

１５．その他

１）新規・更新時に訪問看護計画を立案し、見直し修正し提供するサービス内容を説明します。

２）身分証明書を携帯し、求めがあればいつでも提示します。

３）介護保険者証及び負担割合証が手元に届いた時は、確認をいたします。

４）当事業所は、看護学生、訪問介護員等の実習の受け入れを行っています。
ご理解頂き、ご協力をお願いいたします。

書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所　公益社団法人　滋賀県看護協会訪問看護ステーション

説明者　　印

私は、書面により事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

本人　　＜住所＞

＜氏名＞　　印

代理人　＜住所＞

＜氏名＞　　［ 続柄：　　］ 印